

熊本県結核対策推進会議開催要綱

1. 目的

結核の発生の予防及びまん延の防止、適切な医療の提供を進めるため、平成 22 年 3 月に策定した「熊本県結核対策プラン」の進捗管理を行うほか、結核患者の発生状況や医療体制の現状など結核医療に関する様々な情報交換を行うため、熊本県結核対策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

2. 協議内容

推進会議は、以下について協議を行う。

- ①熊本県結核対策プランの達成状況に関すること
- ②医療体制の現状など結核医療に関すること
- ③その他結核対策の推進に関すること

3. 構成

推進会議は、次の関係機関等により構成する。

- ① 学識経験者
- ② 結核病床（モデル病床を含む）を有する医療機関
- ③ 感染症指定医療機関（代表）
- ④ 県保健所（代表）
- ⑤ 熊本市保健所
- ⑥ その他必要と認められる関係機関等

4. 開催及び運営

- （1）推進会議は、熊本県健康福祉部長が開催し、事務局は、熊本県健康福祉部健康危機管理課が所管する。
- （2）推進会議は、原則として毎年度 1 回以上開催する。

5. 座長の選出

推進会議に座長を置き、会議構成メンバーの中から選出する。

6. その他

推進会議の開催に関する必要事項は、別途定める。

附則

この要綱は、平成 23 年 1 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 10 月 2 日から施行する。